

令和4年（ネ）第4161号 損害賠償請求控訴事件

一審原告 外

一審被告 国

準備書面（3）（責任論）

（2023年6月30日付控訴答弁書の補充 図面の説明）

2024年5月2日

東京高等裁判所 第15民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 只 野 靖

2023年6月30日付控訴答弁書（8頁）の図1を用いて指摘した合計4列の尾根の状況と位置について、準備書面（2）で補充説明したところであるが、さらに分かりやすくするために、図に斜線をいれたものを【図10】として添付する。

① 最高点があつて最も規模が大きいと思われる東端の尾根

【図10】のもっとも右側（東端）の右下がりの斜線で示した範囲である。

② 次いで規模の大きいと思われる中央西寄りで、①の尾根と北・南それぞれの始まりを共通にする尾根

【図10】の右側から2つ目の右上がりの斜線で示した範囲である。なお、①の尾根と北・南それぞれの始まりは共通であり、この部分は、右下がりの斜線と右上がりの斜線で示した。

③ 西端の幅が小さく長さも短いものがある2列の尾根よりなる尾根

【図10】の右側から3つ目と4つ目の、横線で示した範囲である。

以上

【图10】

